

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の趣旨に基づく特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	青森県
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の趣旨に基づく特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	38	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	59	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）別表第一 第四の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の趣旨に基づく特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第1条	青森県特別支援学校就学奨励事業実施要綱第1条、第2条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 青森県教育委員会（以下「県教委」という。）は、県立特別支援学校への幼児、児童又は生徒（以下「児童」という。）の就学を援助するため、保護者等に就学奨励費を支給する事業（以下「就学奨励事業」という。）を本要綱に基づき実施する。第2条 就学奨励事業は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づき、保護者等が負担すべき経費について、その負担能力の程度に応じた軽減を図り、もって、特別支援教育を普及することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		青森県特別支援学校就学奨励事業実施要綱

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号	青森県特別支援学校就学奨励事業実施要綱第6条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第2条第1項の規定の趣旨に基づいて支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号ハ	青森県特別支援学校就学奨励事業実施要綱第3条（4）
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号ニ	青森県特別支援学校就学奨励事業実施要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	保護者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2017年03月27日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	4
保護評価書の名称	特別支援教育就学奨励費支給事務（補助金に係る事務）基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&j_no=&kk_name=%E9%9D%92%E6%A3%AE%E7%9C%8C%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A&ev_name=%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%95%99%E8%82%B2%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E5%A5%A8%E5%8A%B1%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%B5%A6%E4%BA%8B%E5%8B%99%EF%BC%88%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=%EF%BC%91&opn_date_from_day=%EF%BC%91&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=7&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=8&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Information Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.